

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び設置台数

(1) 川口市青木町公園総合運動場（以下「青木町公園総合運動場」という。）

ア プール棟入口脇西側 1 台及び庭球場入口脇南側 1 台（2 台 1 契約）…（設置図 A）

イ プール棟入口脇東側 1 台及び庭球場入口脇北側 1 台（2 台 1 契約）…（設置図 B）

ウ 野球場入口脇 1 台及びスコアボード裏側 1 台（2 台 1 契約）……………（設置図 C）

(2) 川口市立体育武道センター（以下「体育武道センター」という。）

ア 1 階ロビー手前側 1 台及び 2 階体育館入口前 1 台（2 台 1 契約）…（設置図 D）

イ 1 階ロビー階段下 1 台及び 3 階トレーニングルーム北側更衣室脇（2 台 1 契約）
…（設置図 E）

2 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

飲料水：おおよそ幅 1,250mm×奥行 950mm×高さ 2,000mm 以内

② デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したものとする。

(2) 環境対策

省電力機能、ノンフロン化等、環境対策を講じてある機種とする。

(3) 災害対応

災害発生による停電の際に無料で飲料を提供できる災害対応型の機種とする。

(4) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置するものとする。

② 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法など、関係法令に基づいて適切に処理するものとする。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置業者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うものとする。

② 設置業者は、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うものとする。

③ 設置業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、自動販売機の適正な維持に努めるほか、故障時には即時対応するものとする。

④ 設置業者は、自動販売機に使用電力量が計測できる機器を設置するものとする。

(7) 利用者への配慮事項

500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種で、将来的に新硬貨・新紙幣に対応可能な機種を設置するものとする。

4 販売商品の種類等

(1) 販売品は、缶又はペットボトル密閉式容器入りの清涼飲料水とし、瓶入り飲料、カップ飲料及び紙容器飲料は不可とする。

(2) 販売品は、スポーツドリンクを主とし、多彩な商品を幅広く取り揃えることとする。なお、酒類の販売は不可とする。

(3) 商品価格については、市場価格及び周辺の実勢価格と均衡を図ることとする。

(4) 適時、商品の見直しを図り、例えば冬季には温かい飲料を設置するなど、時節に応じた商品対応を行うこととする。

(5) 販売開始後に商品の構成変更について要望があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

5 設置料

設置料は、基本料、電気料金及び売上金額（消費税含む）に提案率を乗じた額の合計額とする。

6 基本料・電気料金

- (1) 基本料は、公益財団法人川口市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、川口市に支払う行政財産目的外使用料の額とする。
- (2) 電気料金は、各自動販売機の使用電力量に基づき、協会が定めた額とする。

7 設置料の支払い

設置料の支払いは、各年度4月から9月までの期間については10月末まで、10月から翌年3月までの期間は4月末までに、協会が指定する口座に振込むものとする。
なお、振込に要する費用は設置業者の負担とする。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

9 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して協会の確認を受けなければならない。

川口市行政財産の使用が許可されない場合は、本契約をその時点で終了することから設置業者は自動販売機を撤去するものとする。

10 自動販売機設置に伴う事故

協会の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとする。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 協会の責に帰することが明らかな場合を除き、協会はその責を負わない。
- (2) 設置業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。